



健康食品や海産物などの 送りつけ商法に注意！！



注文してもいないのに宅配便で品物が届いたよ。
心当たりがないけど、どうしたらいいんだべが？

もしかして、家族が注文した物ではない？遠方に住んでいる親戚
や知人からの贈り物ってことはないかな？まずは周りの人に確認
してケロ！

贈り物でなければ、一方的に商品を送りつけて代金を支払わせる
悪質商法の「送りつけ商法」かも！ 注意してケロ！



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

一方的な送りつけ行為への対応3箇条

その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないのに一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することが
できます。

その2：金銭を請求されても支払い不要

仮に送りつけられた商品を開封したり処分しても金銭の支払いは不要です。事業者
から請求されても応じないようにしましょう。

その3：金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

金銭を支払ってしまったとしても、返還を請求することができます。

困った時は一人で悩まず

いやや！
消費者ホットライン「188」相談してケロ!!

9月・10月の消費生活法律相談日

業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイス
します。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	9月 8日(水)	14:30～16:30	023-624-0999
	10月 6日(水)		

委嘱状交付式・研修会を開催しました

7月30日（金）に山形県消費生活サポーターの委嘱状交付式を行いました。消費者啓発や情報収集など、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、新たに13名の方をサポートとして委嘱しました。交付式終了後に行われた研修会では、サポーター代表として佐藤富子さん（天童市）からサポーターとしての活動内容について発表していただきました。



「くらしとおかね講演会」開催のお知らせ

参加無料

●数学者・大道芸人 ピーター・フランクル氏による楽しい講演会に参加してみませんか●

日時：10月23日（土）

場所：山形テルサ（山形市双葉町 1-2-3）

第1部 13:30～14:50 ピーター・フランクル氏

～人生を楽しくする方程式～

第2部 15:00～16:30 上田 耕太郎氏

～災害から命とお金を守る～

お申込み・お問い合わせ

日本FP協会東北ブロック事務所

0120-874-251

平日：10時～17時

【事前申込制】

締切 10/18



※新型コロナウイルス感染症拡大の場合は中止となる場合があります。

◆◆消費者力アップ ワンポイント講座◆◆

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。様々なトラブルにあわないために、この機会に皆で賢い消費者を目指しましょう。

〈問題：買い物をした後日に代金を支払うことになるのはどれ？〉

① デビットカードで買う。② クレジットカードで買う。③ プリペイドカードで買う。

……………〈答えと解説〉……………


●正解は②クレジットカードで買う。カード会社が代金を立て替えて販売店に支払います。消費者は先に商品を手に入れて、支払期日までに一括または分割でカード会社に支払います。支払期日までにお金を用意しておく必要があります。

山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1（山形県庁2階）

《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#) で 



消費者ホットライン <188番> もご利用ください。